

第42回あきる野市都市計画審議会議事録

令和7年10月10日（金）
午後3時00分から
午後3時30分まで
あきる野市役所別館 第1会議室

【出席者】

(委 員)

町田修二、谷澤俊明、松村博文、宮田明
天野正昭、たばたあずみ、中村のりひと、増崎俊宏、村野栄一
濵谷正仁（代理 交通課長 菅原雄二）、
土屋智之（代理 予防課長 堤昌彦）、出戸剛、平栗大資、小山正弘
(事務局)
有馬都市整備部長、野口都市政策課長、谷内主査、峯尾主任、中主任、
小澤区画整理・生活排水担当部長、区画整理推進室 青木主査

【議事日程】

- 1 開会
- 2 変更委員の紹介
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事
　諮問案件
　　秋多都市計画武藏引田駅周辺地区地区計画の変更について
- 5 閉会

【資料1～資料5】

事務局

本日は、大変お忙しいところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第42回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市政策課長の野口と申します。よろしくお願ひいたします。

現在、参集いただいている委員は14名でございまして、2分の1以上の委員の出席がありますので、あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元に配布しております日程に沿って進行させていただきます。

本来であれば、市長より御挨拶させていただくところではございますが、公務都合により出席できませんので、大変申し訳ありませんが、省略させていただきます。

続きまして、日程2 変更委員の紹介でございます。

東京都の人事異動に伴いまして、委員の変更がございましたので御紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが名前を読み上げますので、御起立いただきたいと思います。

警視庁 福生警察署長 澄谷 正仁様でございます。本日は、福生警察署 交通課長 菅原 雄二様に代理で御出席いただいております。

(菅原 雄二様 挨拶)

続きまして、東京都 西多摩建設事務所長 出戸 剛様でございます。

(出戸 剛様 挨拶)

続きまして、東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課長 平栗 大資様です。

(平栗 大資様 挨拶)

変更委員の紹介は以上となります。

東京消防庁 秋川消防署長 土屋様におかれましては秋川消防署

予防課長 堤 昌彦様 に代理で御出席いただいております。

なお、甲野委員におかれましては、御都合により欠席でございます。

また、本日の諮問案件に係る担当部署の職員として、区画整理・生活排水担当部長の小澤及び区画整理推進室 主査の青木が同席しておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が計画書になりますて、A4横の両面印刷で5枚綴りのものとなります。

続いて資料2が総括図で、A3横カラー刷りのものです。

続いて資料3-1から資料3-4が 計画図になりますてA3横の白黒刷りのものが、各1枚ずつとなっております。

続いて資料4が、都市計画の案の理由書になりますてA4縦のものになります。

最後に資料5が、変更概要としてA4横カラー刷りのものとなります。

配布資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りますが、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により会議の議長は、会長をもって充てることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 はい。会長を務めております町田でございます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日、傍聴の方がいらっしゃいますので、傍聴の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、傍聴券裏面の注意事項を遵守いただきますようよろしくお願ひいたします。

それではお手元の日程に基づき進行させていただきます。

日程3 会議録署名委員の指名でございます。会議録につきましては、あきる野市都市計画審議会運営要領第13条第3項におきま

して、議長及び議長が指名する委員が署名することとなっておりますので、本日の会議録に署名する委員を名簿順に指名させていただきます。

たばた委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程4 議事に移ります。

市長から諮問のありました秋多都市計画武藏引田駅周辺地区地区計画の変更について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 諮問させていただきました、秋多都市計画武藏引田駅周辺地区地区計画の変更につきまして、御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、資料5の変更概要にて御説明させていただきますので、お手元の資料5を御覧ください。

今回の変更内容は、武藏引田駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更に基づきまして地区計画上の道路の名称及び幅員を変更するものです。

詳しく説明いたしますと、昨年の11月に区画整理事業の事業計画が変更され、図に赤い矢印で示しております、駅前広場北側の道路につきまして、幅員4mの歩行者専用道路から幅員6mの区画道路となりました。

当該道路につきましては、武藏引田駅周辺地区地区計画におきまして、幅員4mの歩行者専用道路1号として定められているため、区画整理の事業計画にあわせて幅員を6mに、名称を区画道路1号に変更するものです。その他、計画書上の誤植について修正しております。

なお、今回の変更につきましては、地区施設である道路の名称や幅員を変更するもので建築物等に関する制限の内容に変更はございません。

資料5の2ページ目を御覧ください。今回の変更に係る経過と今後のスケジュールにつきまして、でございます。

これまでの経過ですが、まず、本年7月8日から7月22日までの2週間、都市計画変更の原案を縦覧に供し、併せて、縦覧期間中の7月12日に、原案に関する説明会を開催しました。説明会の参加者は、ございませんでした。

また、7月28日まで、当該原案に対する意見書の提出を受け付

けましたが、意見書の提出はございませんでした。

その後、8月15日から8月29日までの2週間、都市計画の変更案を縦覧に供しましたが、こちらも意見書の提出はございませんでした。

なお、都市計画変更に係る東京都との協議につきましては、今回の変更内容が協議事項に該当しないことから実施しておりません。

今後のスケジュールとしまして、本日、本審議会で御審議いただき、変更案のとおり、異議なしということであれば10月中に変更の告示を行う予定でございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(委員挙手)

はい、委員。

委員 今回の説明内容としては、道路幅員が広がり、歩行者専用道路から区画道路へ変更するということでした。資料4都市計画の案の理由書では、どのような理由、経緯でこのような変更をするに至ったのか、またこの変更によりどのようなことが変わるのか、読み取れませんでした。補足説明をお願いいたします。

会長 事務局お願ひいたします。

事務局 変更に至りました主な理由につきましては、区画整理事業開始後、駅前ロータリーについて交通管理者である警察署と改めて協議を行ったこと、また、バス停車帯、タクシー乗降場などの配置状況を鑑み、ロータリーに面する街区における搬入用車両の停車が難しいと、市として判断をしたところでございます。

特に、ロータリー北側の街区のうち、東南の区画に関しましては、ロータリーと4mの歩行者専用道路にしか面しておらず、別途車両用の導線の確保が必要となったことから、4mの歩行者専用道路を車両の出入りが可能な6mの区画道路に変更したものでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでしょうか。

(委員挙手)

はい、委員。

委員 都市計画変更の原案に関する説明会については、開催をしたが参加者、意見の提出、ともに無かったとのことでした。説明会の案内について、どのような人を対象に、どのように案内したのかをお聞きしたいと思います。

会長 事務局お願いします。

事務局 今回の都市計画変更の原案に関する説明会、縦覧の案内につきましては、市のホームページと広報にて案内をしております。都市計画原案の縦覧は全ての市民が対象ですが、意見書の提出は地区内の住民と利害関係人が対象です。

(委員挙手)

会長 委員どうぞ。

委員 わかりました。ホームページと広報で説明会の周知をした、とのことでしたが、住民と利害関係人に対して、特別に案内はされていないという理解でよろしいでしょうか。

会長 事務局お願いします。

事務局 委員のおっしゃるとおり、特別に住民や利害関係人に対して御案内したということはございません。

(委員挙手)

会長 委員どうぞ。

委員 わかりました。この計画を変更することによって、道路の幅が変わりますので、清算金に影響してくるのではないかと思うのですが、その認識で間違いないでしょうか。

会長 事務局お願いします。

事務局 4mの歩行者専用道路から6mの区画道路へ、道路幅員が2m広がり、面積にすると約90平米となります。区画整理事業による道路部分は、本来地権者の減歩から土地を捻出していただくもので、今回変更する道路部分につきましては清算金に付加されているという考え方でございます。

(委員挙手)

会長 委員どうぞ。

委員 その清算金について関係がある対象者は、全住民と地権者ということになると思うのですが、それで間違いないでしょうか。

会長 事務局お願いします。

事務局 そのとおりでございます。

(委員挙手)

会長 委員どうぞ。

委員 そうなりますと、対象者の方々に、どのような影響があるかということを示した上で説明会を行う、という丁寧な案内をする必要があったのではないかと思います。そうしたことについて検討されましたか。

会 長 事務局お願ひします。

事務局 都市計画の縦覧については、先ほど都市政策課長から説明申し上げましたが、区画整理の事業計画変更に際しましては、法定の縦覧期間である2週間を設けました。その間、3人の方が閲覧に来られ、意見は無かったという結果があります。今回のような事業計画変更については、縦覧し、意見を述べることができる制度が設けられており、また、今回3回目の変更でございますが、今までの変更においても全体の説明会を行うことはしておらず、法定に従った対応をしてきたという認識でございます。

(委員挙手)

会 長 委員どうぞ。

委 員 わかりました。全体の説明会が必要なのかという部分もあるとは思います。

また、このような行政の計画の説明は非常に難しく、市民はその説明会が自分に本当に必要なのか、この計画が自分にどのような影響があるのか、ということが理解しづらいのではないかと思います。影響についての具体的な案内が無いと、説明を聞こう、意見を言おう、という考えに至らない可能性があります。そのため、丁寧な案内が必要だったと感じますし、そのような部分を省略してしまうのは良くないと強く思います。以上、意見として申し上げます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

(委員挙手)

会 長 委員どうぞ。

委 員 今のお二人の意見を踏まえまして、今回の変更は3回目ということでした。幅員が4mから6mになったという理由はわかりました。仮換地が確定した後の変更なので清算金で御負担いただくことになったのだと思いますが、このタイミングで計画が変更になった前提の理由があれば教えていただければと思います。

会 長 事務局お願いします。

事務局 前提となった理由についてお答えいたします。武藏引田駅北口土地区画整理事業は平成28年度に認可を受け、10年間の事業として実施をしているところでございます。事業が進む中で、当初計画では把握しきれなかったことや、様々な環境の変化などに基づいて、まちづくりに必要な導線・路線を整備するために、過去3回の変更をしております。例えば1回目の変更につきましては、既存道路がある中で、商業街区におけるスーパーマーケット進出のための導線変更なども実施しております。

武藏引田駅北口というまちの利便性を向上させるために有効であると判断したものについて対応をしているということが、私たちの前提という理解でございます。

会 長 よろしいですか。

委 員 はい。

会 長 ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですね。それでは質疑については以上といたします。
それでは、本案につきまして採決に入らせていただきます。
御異議なしの方、挙手をお願いします。

(委員挙手多数)

会 長 ありがとうございました。

挙手多数でございますので、あきる野市都市計画審議会条例第5条第4項の規定に基づきまして本案に対する異議なしと決することといたします。

本案につきましては、後ほど、異議なしの旨、市長に答申いたします。

本日の議事は、以上でございます。円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局 町田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重な御審議を賜りましてありがとうございました。

続きまして、日程5 閉会でございますが、閉会前に次回の審議会の開催予定につきましてお伝えさせていただきます。

次回の審議会につきましては、12月24日水曜日の開催を予定しております。年末のお忙しい時期かとは思いますがよろしくお願いいいたします。開催通知につきましては改めてお送りさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、以上をもちまして、第42回あきる野市都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。